

○地方スポーツ行政の教育委員会からの移管

地方スポーツ行政組織の再構築

■提言先：地方自治体

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 97 号）」（以下「改正法」という。）が、平成 19 年 6 月 27 日に公布され、平成 20 年 4 月 1 日から施行された。これまでも地方自治法による補助執行という形で知事部局においてスポーツ行政に係る一部の事務が執行されていたこともあるが、今回の「改正法」により地方スポーツ行政の教育委員会からの移管が可能になっている。

ヒアリング調査やプロジェクトチームの月例会報告では、地方スポーツ行政の窓口の一本化に加え、教育委員会のなかでスポーツクラブの経営に資する事業を展開することに限界が指摘され、トップレベルのスポーツの試合観戦などが地場産業として位置づけられ、継続的に資金が回る仕組みを形成するためにも、商工部局や観光部、福祉部などとの連携を考える必要が述べられた。

そのためには、教育委員会から知事部局等への地方スポーツ行政の移管が解決策である。いっぽうでこれまでの歴史的経緯からスポーツ行政の中心的な実働部隊が教員であること、ジュニアからの一貫指導による競技力強化を考えた場合、学校教育を所管する教育委員会の協力が必要なこともあり、専門性と総合性を勘案しながら、**地方スポーツ行政組織を再構築**していくことが望ましい。

